

新旧対照表

【とん税及び特別とん税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 104 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 とん税法関係 （とん税の担保） 9－6 法第 9 条第 1 項の規定により提供する担保の取扱いについては、関税法基本通達 9 の 10－<u>1</u>（関税の担保の種類）から 10－2（担保の処分手続）までの規定を準用する。この場合において、「保証書預り証」、「供託書の正本預り証」「供託原因消滅証明書」の様式は、税関様式関係通達の関税法関係に定めるそれぞれの様式を準用し、保証人の保証書は「保証書」（S－1050）、金銭担保による納付の手続は「金銭担保充当申告書」（S－1090）による。	第 1 章 とん税法関係 （とん税の担保） 9－6 法第 9 条第 1 項の規定により提供する担保の取扱いについては、関税法基本通達 9 の 5－<u>1</u>（関税の担保の種類）から 10－2（担保の処分手続）までの規定を準用する。この場合において、「保証書預り証」、「供託書の正本預り証」「供託原因消滅証明書」の様式は、税関様式関係通達の関税法関係に定めるそれぞれの様式を準用し、保証人の保証書は「保証書」（S－1050）、金銭担保による納付の手続は「金銭担保充当申告書」（S－1090）による。